

# 令和7～9年度 PFSを活用した宇美町国民健康保険特定保健指導業務委託

## 審査要領

### 1 目的

この要領は、令和7～9年度 PFSを活用した宇美町国民健康保険特定保健指導業務委託にかかる契約締結の受託候補者を選定するために、提案事業者の審査方法を定めることを目的とする。

### 2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行うこととする。

- (1)別途定める令和7～9年度 PFSを活用した宇美町国民健康保険特定保健指導業務委託募集要項(以下、「募集要項」という。)に定める資格要件を全て満たす者
- (2)募集要項に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3)募集要項により、適正に書類を作成した参加者

### 3 審査委員会

審査は、別途定める「令和7～9年度 PFSを活用した宇美町国民健康保険特定保健指導業務委託事業者選定委員会設置要領」に規定する令和7～9年度 PFSを活用した宇美町国民健康保険特定保健指導業務委託事業者選定委員会(以下、「委員会」という。)が実施する。

### 4 審査の方法

審査は事前審査とプレゼンテーション審査の2段階で行う。

#### 4.1 事前審査(参加者が5者以上の場合)

提案書及び別添資料に基づいて書類審査を実施する。

評価結果の上位4者をプレゼンテーション審査対象者とし、参加者が5者に満たない場合は、参加者すべてに対しプレゼンテーション審査を行う。

なお、事前審査の評価結果はプレゼンテーション審査に影響するものではないものとする。

#### 4.2 プrezentation審査(本審査)

- (1) 委員会では、提出された企画提案書等とプレゼンテーション(質疑を含む)の内容について、審査基準に基づいて審査を行う。  
すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果(得点)を集計し、最高得点者を受託候補者として、次順位の者を次点者として選定する。
- (2) 審査の結果、総合得点が最高点の者が2者以上ある場合は企画提案に関する評価点が高いものから順に候補者と次点者を選定する。

### 5 審査基準

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別表1のとおりとする。

別表 1

| 評価項目                          |  | 評価内容   |
|-------------------------------|--|--|
| <b>企画提案</b>                   |  |  |
| 1 業務理解                        |  | 本業務(国民健康保険制度及び特定保健指導)について十分に理解し、適切な実施方針が示されているか。   |
| 2 本町の実績・現状の把握<br>および課題分析      |  | 本町の実績等を的確に把握した提案となっているか。また当町の課題を考慮した企画提案となっているか。   |
| 3 利用勧奨の内容                     |  | 利用勧奨のノウハウが充実しているか、また利用者を増やす工夫があるか。   |
| 4 利用勧奨の実施スケジュール               |  | スケジュールや回数等が有効かつ妥当か。  |
| 5 初回面接から実績までの達成フロー            |  | スケジュールやフローなど、基本的な内容が有効かつ妥当なものか、初回面談開始までスピード感を持って実施できているか。  |
| 6 使用教材・ツール等の例                 |  | 使用教材、ツール等が対象者にとって有効かつ妥当なものか。   |
| 7 対象者の生活習慣を変化させる工夫            |  | 対象者の生活習慣を変化させる工夫が有効かつ妥当なものか。   |
| 8 対象者の特性に合わせた指導例              |  | 対象者の特性に合わせた指導の例を記載すること。<br>対象者にとって、それらが有効かつ妥当なものか。<br>情報通信技術を活用した遠隔型の特定保健指導を実施する場合、体制(機器、アプリケーション、指導に従事する者の習熟度、対象者へのフォローなど)が妥当か。 |
| 9 脱落防止策                       |  | 指導実施中の脱落者発生防止について、効果の見込める取組を提案しているか。   |
| 10 業務の質の担保                    |  | スタッフの育成・研修体制は整っているか。   |
| 11 成果達成                       |  | 各成果指標に対する達成が期待できるか。  |
| <b>業務全体</b>                   |  |  |
| 12 実施体制                       |  | 実施体制は提案された指導を実施するにあたって十分な人員配置がなされているか。   |
| 13 受託実績                       |  | 過去5年間に、本町と同規模またはそれ以上の他の自治体で業務実績があるか。   |
| <b>経費見積</b>                   |  |  |
| 14 價格(固定部分)<br>※消費税及び地方消費税を含む |  | (1-固定部分提案額/固定部分提案限度額)×10<br>※小数点以下切り捨て   |

また、各評価ポイントは、次の5段階とする。

| 評価レベル           | 評価ポイント<br>(5点の場合) | 評価ポイント<br>(10点の場合) |
|-----------------|-------------------|--------------------|
| 提案内容が優れている      | 5点                | 10点                |
| 提案内容がやや優れている    | 4点                | 8点                 |
| 提案内容が普通である      | 3点                | 6点                 |
| 提案内容がやや劣っている    | 2点                | 4点                 |
| 提案内容が劣っている・記述なし | 1点                | 2点                 |

## 6 その他

プロポーザル参加者が1者の場合は、委員会の審査を以って、受託者特定の可否を決定する。